

学術貢献賞受賞規程

第1条 本規程は、感情心理学に特に貢献をした会員を表彰するため、「感情心理学研究」掲載論文著者の中から、本学会が贈る賞の選考に関して定めるものである。

第2条 賞の名称を「学術貢献賞」とする。

第3条 学術貢献賞は、「感情心理学研究」に掲載された一般論文の著者として、(第一著者に限らず)3回掲載されるごとに表彰する。但し、一般論文とは、編集委員会の審査を経て掲載された論文であり、招待論文やセミナー論文などは除く。また、3回とも会員として掲載されたものに限る。

第4条 学術貢献賞は、繰り返し表彰の対象となりうる。すなわち、表彰されるごとに授賞のための掲載回数をリセットし、新たに計数を始める。

第5条 学術貢献賞授賞候補者の選考は該当する会員から事務局への自己申告を受けて、感情心理学研究編集委員会が確認・審議・決定する。

第6条 掲載回数の計数は、「感情心理学研究第21巻1号」掲載論文から開始する。

第7条 学術貢献賞の顕彰は年次大会懇親会の場において行い、理事長が賞状を受賞者に贈る。

第8条 学術貢献賞の授賞対象となった論文が、本学会の執筆投稿規程、著作権関連規程、投稿倫理規程、その他に違反して掲載され、または本授賞規程に違反して受賞が行われたことが明白になった場合、理事会の議を経て、受賞後であっても受賞を取り消すことがある。

第9条 感情心理学研究編集委員会はこの規程の施行に必要な内規を制定し、また改廃することができる。制定と改廃は、感情心理学研究編集委員会の議を経て決定する。

第10条 この規程の改廃は感情心理学研究編集委員会の議を経て決定し、理事会の承認をえるものとする。

付記

1. 本規程は、2013年5月12日から施行する。
2. 本規程は、「感情心理学研究第21巻1号」以降の掲載論文について適用する。
3. 本規程の改正は、2020年9月19日から施行する。